

平成27年11月16日

答申第634号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「平成18年度、19年度の退職給付債務が増加した要因」について開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在しないため開示することができないとした。

なお、19年度に割引率を従来の4.5%から2.3%に変更したことにより、退職給付債務が増加したことを情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

開示の求めの文書は存在せず開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成27年11月16日（第228回審議委員会）

第648号諮問、審議、答申